

市報第 16 号 平成 23 年度 横浜市一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分 (関係部分)

専決処分報告について

市議会議員補欠選挙(磯子区、12 月 18 日投・開票)に係る所要額について、一般会計補正予算を専決処分しましたので報告します。

網掛け部分が当局所管

【一般会計歳入歳出予算補正】

1 歳出補正

市議会議員選挙費 75 百万円〔一般財源(繰越金)〕【選挙管理委員会事務局】

<補正内容・専決理由>

磯子区選出市議会議員の辞職に伴い、市議会議員補欠選挙(12 月 9 日告示、12 月 18 日投・開票)を実施するための経費を補正しました。

選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条の規定に基づき、専決処分により補正を行いました。なお、第 4 回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

2 歳入補正

繰越金 75 百万円【当局所管】

平成 22 年度決算剰余金(4,744 百万円)の 2 分の 1 にあたる、前年度繰越金(2,372 百万円)の一部を補正財源として活用しました。

※前年度繰越金 2,372 百万円のうち、1,352 百万円については 9 月補正の財源で活用済みです。(補正後の繰越金残額: 945 百万円)

予算議案 4 ページ 予算説明書 6 ページ

参考: 地方自治法(抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。